

# 令和 6（2024）年度 事業報告書

社会福祉法人はあとの会

## 1, 社会福祉法人はあとの会の設立

### 1, 「令和6年度社会福祉法人はあとの会 事業計画書」

社会福祉法人はあとの会設立認可時に、京都市に提出した「令和6年度社会福祉法人はあとの会 事業計画」から本年度の事業運営の基本方針及び基本計画を確認しておこう。

本年度は社会福祉法人はあとの会設立初年会計年度であり、その事業運営の基本方針は、「法人設立認可後の事務処理を速やかに行い、4月1日よりの事業開始準備を整える」ということである。この基本方針のもとに事業運営の基本計画として、

- 1, 設立認可許可書の交付後2週間以内に法人設立登記を行う。
- 2, 登記後、遅滞なく理事会、評議員選任・解任委員、及び評議委員会を開催する。
- 3, 各種規程の制定をする。
- 4, 既存事業の安定運営、良質なサービスの提供に向け準備をする。

こととした。

### 2, 社会福祉法人はあとの会設立までの経緯

京都市に設立認可に要する諸書類を提出後、1月20日の専門家会議の議を経て、1月23日に改めて設立認可の本申請を行った。

#### 設立趣意

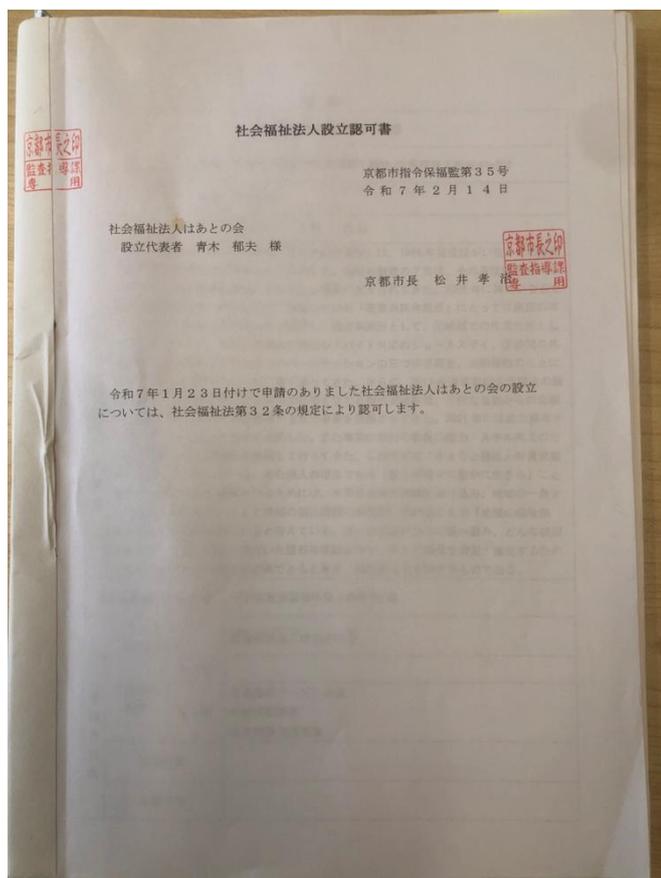
社会福祉法人はあとの会を設立する目的を、京都市に提出した設立趣意書を掲げることで明示しておこう。

「障がい者はあとの会」の前身「左京共同作業所」は、1984年重度障がい者とその家族が養護学校卒業後の居場所として出発した。当時の制度のもとでは、その運営は経済的にも苦しく、親の無償の愛情と先人たちの熱意に支えられてきた。2006年に障害者自立支援法が制定され、経営の危機に直面していた「左京共同作業所」にとっては飛躍の年となった。この年にNPO法人格を取得し、指定事業所として、①地域での生活介護としてのデイサービス、②自立訓練及び親のレスパイト対応のショートステイ、③訪問や外出支援など在宅生活を支えるヘルパーステーションの三つの事業を、公的援助のもとに順次開設し、利用者のニーズに寄り添ってきた。さらに、2013年障害者総合支援法の制定を期に、④多様なサービス利用の計画を立てる相談支援事業、⑤設立当初からの念願であったグループホームを開設するまで事業を発展させてきた。2021年には自己所有するデイサービスはあとの会を新築した。また、事業に携わる職員の能力・スキルの向上のための研修や資格取得補助を継続して行ってきた。この面では「きょうと福祉人材育成認証」を得るに至っている。また、今

後の課題でもあるが、法人の理念である「誰もが幸せに豊かに生きる」ことができる共生社会を実現するためには、事業所自体が地域に溶け込み、地域の一員として認知・受容され、そして地域の福祉問題に積極的に関わることで「地域の福祉拠点」としての役割を果たせると考えている。法人の理念に沿って前へ進み、どんな状況にも対応できる、地域に根付いた盤石な組織を作り、そして経営を安定・強化するためにも社会福祉法人の設立が必要であると考え、設立認可を申請するものである。

### 設立認可書交付と登記

本申請後、2月14日に京都市より社会福祉法人はあとの会の設立認可書交付を受け、その後の諸手続きについての詳細な説明を受けた。社会福祉法人設立の要件である社会福祉法人設立登記を2月17日に行い、2月20日に設立完了した。これをもって、**2月17日を設立日として社会福祉法人はあとの会が正式に、かつ公式に設立された。**



**履歴事項全部証明書**

京都市左京区田中里ノ前町80番  
社会福祉法人はあとの会

会社法人等番号	1300-05-017294
名 称	社会福祉法人はあとの会
主たる事務所	京都市左京区田中里ノ前町80番
法人成立の年月日	令和7年2月17日
目的等	<p>目的及び業務</p> <p>この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 障害福祉サービス事業</p> <p>(イ) 移動支援事業</p> <p>(ウ) 特定相談支援事業</p>
本店の所在地	京都市左京区高野東開町1番地23高野第3ビル 〒606-8503
代表者の氏名	理事長 青木 郁夫
資本金の総額	金2億9443万528円
登記記録に関する事項	設立 令和7年2月17日登記

これは登記簿に登録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
令和7年2月19日  
京都地方裁判所  
登記官 下 平 和 也

整理番号 ア021393 \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/1

## 2. 設立認可及び設立登記完了後の諸準備

### 諸規程の作成と役員選任のための諸会議の準備

京都市の指示に従って、社会福祉法人はあとの会設立認可及び設立登記完了後、事業開始のために必要な諸規程の作成と役員選任のための諸会議の準備をすすめた。そうした作業を限られた期間内で、集中的かつできるだけ十全に行うために、認可された定款付則にのる理事と設立準備に携わった特定非営利活動法人障がい者はあとの会理事、あわせて5名からなる社会福祉法人はあとの会設立小委員会をたちあげた。設立小委員会は集まって会議を開くだけでなく、Lineworks上にトークルームを設け、ネット上で委員相互が意見交換や指示を随時行うことができる体制をとった。また、不明な点がある都度、京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課と連絡をとりあい、指導を受けた。

## 諸規程の作成と役員選任のための諸会議

社会福祉法人はあとの会の事業開始のために必要な諸規程を決定し、評議員、理事、監事の選任を行うための第1回理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会、第2回理事会を3月15日に開催した。4月1日の事業開始までの限られた期間のなかで、これらの会議を開催し、必要な諸規程の決定と評議員及び役員（理事・監事）を選任するためには、法令・定款・定款細則に規定された関係する者全員の「招集手続きを省略して開催する」ことについての同意を得て開催することとした。

以下に、それぞれの会議の議事録を掲げることとする。但し、署名欄は省いた。また（ ）内は補足。

## 第1回理事会議事録

- 1. 開催日時 令和7年3月15日 午前10時00分から午後0時30分
- 1. 開催場所 社会福祉法人はあとの会 デイサービスはあとの会1F
- 1. 理事総数 6名
- 1. 出席理事 青木郁夫 北口裕也 中谷則子  
西村三代 森岡和彦 吉田智恵美
- 1. 出席監事 伊藤浩章 新實幸子
- 1. 議事の経過の要領及び結果

定刻、理事長青木郁夫が議長席に着き、今回の理事会は社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定に従って理事及び監事全員の同意を得て招集の手続きを省略して開催していることを再確認し、本会は有効に成立した旨を告げて議案の審議に入った。

### 第1号議案 社会福祉法人はあとの会定款細則承認の件

議長は、別紙「社会福祉法人はあとの会定款細則（案）」を説明し、「定款細則第2章評議員選任・解任委員会」の規定が「評議員選任・解任委員会の運営細則」にあたることを説明し、定款細則案につき承認を得たい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決した。

### 第2号議案 評議員選任・解任委員会委員選任の件

議長は、法人の設立に伴い、評議員選任・解任委員会委員を選任する必要がある旨を説明し、別紙「評議員選任・解任委員候補者名簿」、経歴等に基づき、次の者を選任したい旨を述べ、委員候補者ごとにその賛否を諮ったところ、それぞれ満場一致をもってこれを承認可決した。

評議員選任・解任委員会委員候補者	監 事	伊藤浩章
評議員選任・解任委員会委員候補者	監 事	新實幸子
評議員選任・解任委員会委員候補者	外部委員	大橋正知

### 第3号議案 評議員選任・解任委員会の開催及び評議員候補者選任の件

議長は、本日、デイサービスはあとの会1Fにおいて、評議員選任・解任委員会を開催した上で、評議員を選任する必要がある旨を説明した。

議長は、役員を選任その他の決定を行うため、評議員選任・解任委員会を次のとおり開催したい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、議長は、委員全員の同意が得られた場合、開催予定日時に関わらず、招集手続を省略し、即時に評議員選任・解任委員会を開催したい旨を述べた。

1. 日 時 令和7年3月23日 午後1時
2. 場 所 デイサービスはあとの会1F
3. 議 案 第1号議案 評議員選出の件

次に議長は、別紙「評議員候補者名簿」、経歴等に基づき、次の者を候補者として選任したい旨を述べ、評議員候補者ごとにその賛否を諮ったところ、それぞれ満場一致をもってこれを承認可決した。

評議員候補者	大庭由里子	評議員候補者	高崎利明
評議員候補者	高橋一馬	評議員候補者	民谷涉
評議員候補者	藤井亮治	評議員候補者	森 亮
評議員候補者	八幡（渡辺）じゅん		

#### 第4号議案 評議員会開催の件

議長は、役員を選任その他の決定を行うため、評議員会を次のとおり開催したい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、議長は、評議員全員の同意が得られた場合、開催予定日時に関わらず、招集手続を省略し、即時に評議員会を開催したい旨を述べた。

1. 日 時 令和7年3月23日 午後1時30分
2. 場 所 デイサービスはあとの会1F
3. 議 案 第1号議案 理事選任の件  
第2号議案 監事選任の件  
第3号議案 役員及び評議員の報酬等に関する規程承認の件  
第4号議案 基本財産担保提供及び免責的債務引受承認の件

#### 第5号議案 理事候補者選任の件

議長は、法人設立に伴い、評議員会において、理事6名を選任する必要があり、別紙「理事候補者名簿」、経歴等に基づき、次の者を候補者として選任したい旨を述べ、その賛否を諮ったところ、理事候補者ごとにそれぞれ満場一致をもってこれを承認可決した。

理事候補者	青木郁夫（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）
理事候補者	北口裕也（施設の管理者・施設長候補）
理事候補者	中谷則子（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）
理事候補者	西村三代（事業区域における福祉の実情に通じている者）
理事候補者	森岡和彦（事業区域における福祉の実情に通じている者）
理事候補者	吉田智恵美（事業区域における福祉の実情に通じている者）

#### 第6号議案 監事候補者選任の件

議長は、法人設立に伴い、評議員会において、監事2名を選任する必要があり、別紙「監事候補者名簿」、経歴等に基づき、監事の過半数の同意を得た上で、次の者を候補者として選任したい旨を述べ、監事候補者ごとにその賛否を諮ったところ、それぞれ満場一致をもってこれを承認可決した。

監事候補者 伊藤浩章（社会福祉事業について識見を有する者）

監事候補者 新實幸子（財務管理について識見を有する者）

#### 第7号議案 役員及び評議員の報酬等に関する規程承認の件

議長は、役員等の報酬等については、別紙規程(案)に基づき支給したい旨を説明し、役員等の報酬総額については、下記のとおりとしたい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決した。

理事の報酬総額 年間 金2,600,000円以内

監事の報酬総額 年間 金 500,000円以内

#### 第8号議案 施設長選任の件

議長は、定款第22条第2項「この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は理事会において選任及び解任する」に基づき、施設の長（以下、施設長という）として北口裕也を選任したい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致でこれを承認可決し、選任した。

施設長 北口裕也

#### 第9号議案 経理規程承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の経理規程を定める必要があり、別紙「経理規程(案)」を制定したい旨を述べ、理事森岡和彦が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決した。

#### 第10号議案 印章管理規程承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の印章およびその管理規程を定める必要があり、別紙「印章管理規程(案)」を制定したい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第11号議案 運営規程承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の運営規程を定める必要があり、別紙「運営規程(案)」を制定したい旨を述べ、理事北口裕也が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第12号議案 就業規則承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の就業規則を定める必要があり、別紙「就業規則(案)」を制定したい旨を述べ、理事中谷則子が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第13号議案 給与規程承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の給与規程を定める必要があり、別紙「給与規程(案)」を制定したい旨を述べ、理事中谷則子が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第14号議案 慶弔規程承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の慶弔規程を定める必要があり、別紙「慶弔規程(案)」を制定したい旨を述べ、理事西村三代が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第15号議案 旅費規程承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の旅費規程を定める必要があり、別紙「旅費規程(案)」を制定したい旨を述べ、理事中谷則子が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決でした。

#### 第16号議案 消防計画承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の消防計画を定める必要があり、別紙「消防計画(案)」を制定したい旨を述べ、理事森岡和彦が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第17号議案 令和6年度及び7年度事業計画承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会令和6年度及び令和7年度事業計画(案)を提案し、理事西村三代が補足説明をしたうえで、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第18号議案 令和6年度及び7年度予算承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会令和6年度及び令和7年度予算(案)を提案し、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第19号議案 開始貸借対照表承認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会開始貸借対照表の承認を得たい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致で承認可決した。

#### 第20号議案 贈与契約履行等のスケジュールの確認の件

議長は、社会福祉法人はあとの会の設立にあたり、特定非営利活動法人障がい者はあとの会から社会福祉法人はあとの会への贈与契約履行等のスケジュールについて、現特定非営利活動法人障がい者はあとの会理事長でもある理事西村三代が補足説明をしたうえで、確認を得たい旨を述べ、それを諮ったところ確認了承した。

#### 第21号議案 基本財産担保提供及び免責的債務引受承認の件

議長は、特定非営利活動法人障がい者はあとの会から贈与を受けた基本財産である不動産につき、抵当権者京都信用金庫、下記債務を被担保債務とする抵当権が設定されているため、定款29条の規定に基づき承認を得る必要があり、また、特定非営利活動法人障がい者はあとの会が京都信用金庫に対して負担する下記債務を、当法人が

免責的に引き受けたい旨を述べ、その賛否を諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

(担保に供する基本財産の表示)

京都市左京区田中里ノ前町80番の土地  
京都市左京区田中里ノ前町80番地 家屋番号80番0の2の建物  
京都市左京区田中里ノ内町50番1の土地  
京都市左京区田中里ノ内町50番12の土地  
京都市左京区田中里ノ内町50番地1 家屋番号50番1の建物

(被担保債務の表示)

- ① 平成28年12月8日付金銭消費貸借契約に基づく債務
- ② 令和2年8月14日付金銭消費貸借契約に基づく債務

(以下余白)

以上をもって議案の全部を終了したので、議長は午後0時30分閉会を宣言した。  
上記の議決を明確にするため、出席理事及び出席監事全員が次に署名する。

## 社会福祉法人はあとの会 評議員選任・解任委員会議事録

- 1 日時 令和7年3月15日 午後1時
- 2 場所 社会福祉法人はあとの会 デイサービスはあとの会 1F
- 3 出席者  
委員出席者 3名(委員総数 3名)  
外部委員 大橋 正知 監事 伊藤 浩章 新實 幸子  
理事出席者 2名  
理事長 青木 郁夫 理事 森岡 和彦
- 4 議長 伊藤 浩章
- 5 議事録作成者 森岡 和彦
- 6 議事の経過の要領及びその結果

定刻、理事長青木郁夫が開会を告げ、今回の委員会の開催にあたっては、「社会福祉法人はあとの会定款細則」第9条の「ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく委員会を開催することができる」に拠ることを再確認した。続いて、本日の委員会は定足数を超え、委員会が有効に成立したことを報告した。

次ぎに、出席した委員の互選により伊藤委員が議長に選任された。議長挨拶の後、以下の議案の審議を行った。

・決議事項

第1号議案 評議員の選任について

青木理事長より、令和7年3月15日開催の理事会にて推薦を決定した評議員候補者について、別紙「評議員候補者名簿（案）」に基づき評議員として適任と判断した理由等が説明され、審議を行い、議長より1名ずつ選任の賛否を委員に諮ったところ、いずれも全委員の承認を得て原案どおり承認可決した。

評議員候補者	大庭由里子（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）
評議員候補者	高崎利明（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）
評議員候補者	高橋一馬（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）
評議員候補者	民谷渉（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）
評議員候補者	藤井亮治（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）
評議員候補者	森 亮（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）
評議員候補者	八幡(渡辺)じゅん（法人の適正な運営に必要な識見を有する者）

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後1時30分に閉会した。

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

### 社会福祉法人はあとの会 第1回評議員会議事録

- 1 日時 令和7年3月15日 午後1時30分
- 2 場所 社会福祉法人はあとの会 デイサービスはあとの会 1F
- 3 出席者  
評議員出席者 5名（評議員総数 7名）  
高橋一馬 高崎利明 大庭由里子 森 亮 八幡じゅん  
理事出席者 6名  
理事長 青木 郁夫 理事 北口裕也 中谷則子 西村三代  
森岡和彦 吉田智恵美  
監事出席者 2名  
伊藤浩章 新實幸子
- 4 議長 高橋一馬
- 5 議事録作成者 森岡和彦
- 6 議事の経過の要領及びその結果

定刻、理事長青木郁夫は挨拶の後、本評議員会は社会福祉法第45条の9第10項で準用

する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 183 条の規程の規定に基づいて開催することを再確認し、続いて、議決に加わることができる評議員 7 名のうち 5 名が出席し、本評議員会は有効に成立していることを報告した。

次に定款細則第 18 条第 2 項の規定により出席した評議員の互選により高橋一馬評議員を議長に選任した。議長は出席した全評議員の了解を得て、高崎利明評議員、森亮評議員を議事録署名人に指名した。議長は、出席した評議員に今回提案された評議員会の議案につき特別な利害関係を有する者がいないか問うたところ、全評議員より該当がないとの応答があった。

#### 決議事項

##### 第 1 号議案 理事選任の件

議長は、法人の設立に伴い、理事 6 名を選任する必要がある、理事会より別紙「理事候補者名簿」の提案がなされたことを説明した。

議長は、理事候補者ごとに選任の賛否を諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決し、次の者を選任した。

理 事	青木郁夫	理 事	北口裕也	理 事	中谷則子
理 事	西村三代	理 事	森岡和彦	理 事	吉田智恵美

##### 第 2 号議案 監事選任の件

議長は、法人の設立に伴い、監事 2 名を選任する必要がある、理事会より現監事の同意を得た上で、別紙「監事候補者名簿」の提案がなされたことを説明した。

議長は、監事候補者ごとに選任の賛否を諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決し、次の者を選任した。

監 事	伊藤浩章	監 事	新實幸子
-----	------	-----	------

##### 第 3 号議案 役員及び評議員の報酬等に関する規程承認の件

議長は、役員等の報酬等については、別紙規程（案）に基づき支給したい旨を説明し、役員等の報酬総額については、下記のとおりとしたい旨を述べ、その賛否を諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決した。

理事の報酬総額	年間金	2,600,000円以内
監事の報酬総額	年間金	500,000円以内

##### 第 4 号議案 基本財産担保提供及び免責的債務引受承認の件

議長は、特定非営利活動法人障がい者はあとの会から贈与を受けた基本財産である不動産につき、抵当権者京都信用金庫、下記債務を被担保債務とする抵当権が設定されているため、定款 29 条の規定に基づき承認を得る必要がある、また、特定非営利活動法

人障がい者はあとの会が京都信用金庫に対して負担する下記債務を、当法人が免責的に引き受けたい旨を述べ、その賛否を諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

(担保に供する基本財産の表示)

京都市左京区田中里ノ前町80番の土地

京都市左京区田中里ノ前町80番地 家屋番号80番0の2の建物

京都市左京区田中里ノ内町50番1の土地

京都市左京区田中里ノ内町50番12の土地

京都市左京区田中里ノ内町50番地1 家屋番号50番1の建物

(被担保債務の表示)

①平成28年12月8日付金銭消費貸借契約に基づく債務

②令和2年8月14日付金銭消費貸借契約に基づく債務

その他事項

青木理事長より設立認可時に承認済みの定款の概要について報告がなされた。

以上をもって議案の全部を終了したので、議長は午後2時閉会を宣言した。

## 第2回 理事会議事録

1. 開催日時 令和7年3月15日 午後2時15分から午後2時45分
1. 開催場所 社会福祉法人はあとの会 デイサービスはあとの会1F
1. 理事総数 6名
1. 出席理事 青木郁夫 北口裕也 中谷則子  
西村三代 森岡和彦 吉田智恵美
1. 出席監事 伊藤浩章 新實幸子
1. 議事の経過の要領及び結果

定刻、理事長青木郁夫が議長席に着き、理事会は社会福祉法第45条の14第9項により準用一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定に従って理事及び監事全員の同意を得て招集の手続を省略して開催していることを再確認し、本会は有効に成立した旨を告げて議案の審議に入った。

第1号議案 理事長選任の件

議長は、理事が新たに選任されたことに伴い、理事長を選定する必要がある旨を述べ、議場に諮ったところ、満場一致をもって下記の者が選定された。

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

理事長 青木郁夫

第2号議案 基本財産担保提供及び免責的債務引受承認の件

議長は、特定非営利活動法人障がい者はあとの会から贈与を受けた基本財産である不動産につき、抵当権者京都信用金庫、下記債務を被担保債務とする抵当権が設定されているため、定款29条の規定に基づき承認を得る必要があり、また、特定非営利活動法人障がい者はあとの会が京都信用金庫に対して負担する下記債務を、当法人が免責的に引き受けたい旨を述べ、その賛否を諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

(担保に供する基本財産の表示)

京都市左京区田中里ノ前町80番の土地

京都市左京区田中里ノ前町80番地 家屋番号80番0の2の建物

京都市左京区田中里ノ内町50番1の土地

京都市左京区田中里ノ内町50番12の土地

京都市左京区田中里ノ内町50番地1 家屋番号50番1の建物

(被担保債務の表示)

①平成28年12月8日付金銭消費貸借契約に基づく債務

②令和2年8月14日付金銭消費貸借契約に基づく債務

以上をもって議案の全部を終了したので、議長は閉会を宣し散会した。

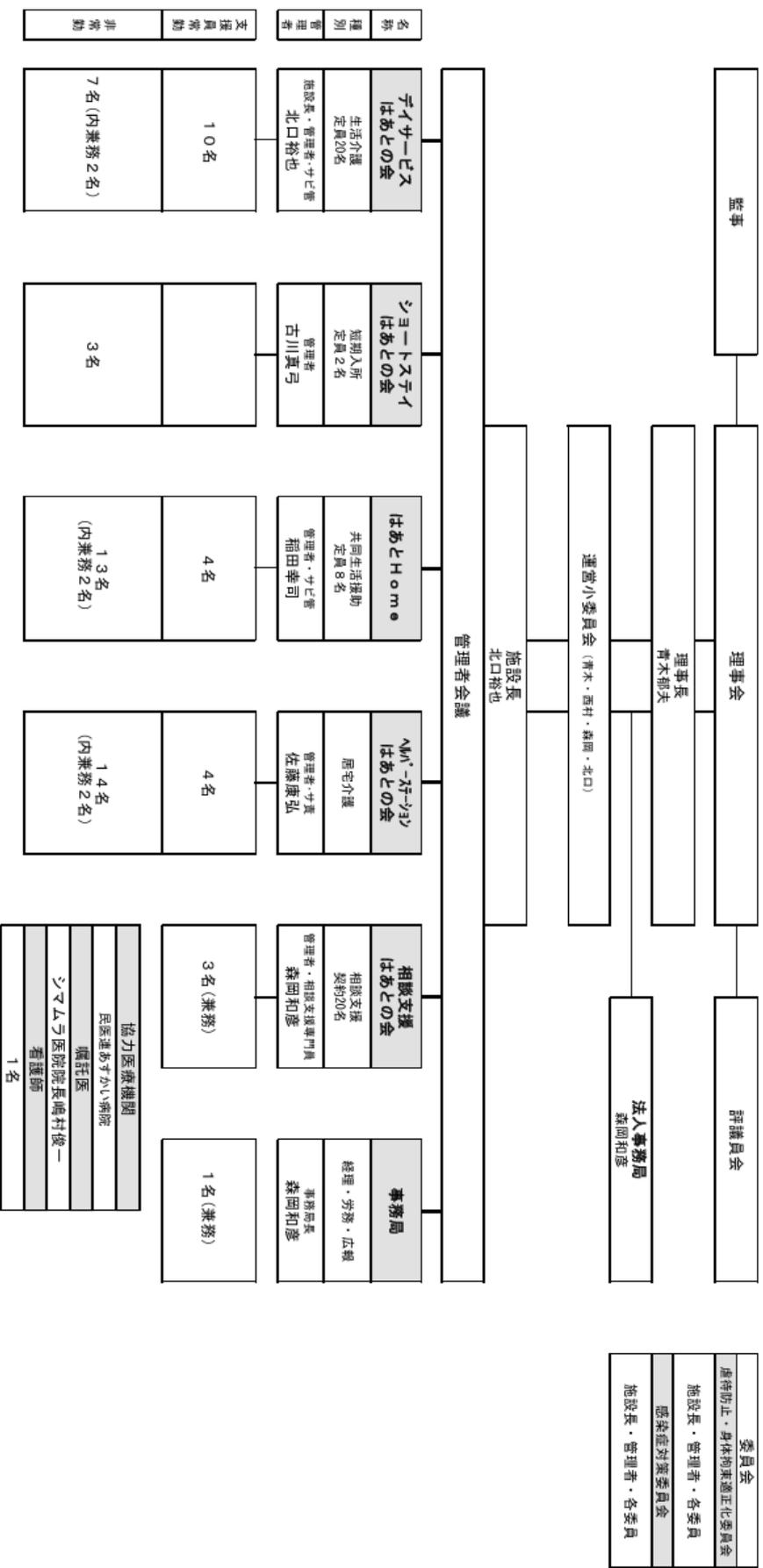
上記の議決を明確にするため、出席した理事及び監事全員が次に署名する。

3月15日に開催した第1回理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会、第2回理事会によって、社会福祉法人の運営及び管理に必要な評議員会及び理事会、そして監事を構成し、事業運営開始に最低限必要な諸規程を制定することができた。

また、第2回理事会において理事長に選任された青木郁夫の理事長重任登記を3月18日に行った。



令和7年度 組織体制図



### 3, 資産及び債務の継承

社会福祉法人はあとの会設立準備代表者青木郁夫は特定非営利活動法人障がい者はあとの会理事長西村三代とのあいだで、令和7（2025）年1月10日に、特定非営利活動法人障がい者はあとの会が有する財産の贈与に関する「贈与契約書」ならびに京都信用金庫に対して有する債務及びこれに附帯する一切の債務を継承し、債務に係わる担保・保証を継承する「免責的債務引受契約証書」を取り交わした。これは社会福祉法人はあとの会が事業運営するのに必要な諸土地・施設・設備を自己所有とするためである。贈与契約第1条「社会福祉法人はあとの会の設立が認可され、社会福祉法人はあとの会が法人格を取得したときは」、特定非営利活動法人障がい者はあとの会の目録記載の「財産を同法人に贈与する」、第2条「目録記載の11以外の贈与を、同法人設立後速やかに行わなければならない」に基づいて、財産及び債務が社会福祉法人はあとの会に継承されれば、以下の「**社会福祉法人はあとの会 開始貸借対照表（令和7年2月17日現在（財産目録資産負債受入後））**」のようになる。

資産及び債務の継承のために京都信用金庫に社会福祉法人はあとの会の口座を設定し、現預金の贈与継承を行い、3月19日に基本固定資産の贈与継承を行うとともに所有権の移転登記を行った。同日京都信用金庫は社会福祉法人はあとの会が免責的債務継承を行ったことに対して、社会福祉法人はあとの会に贈与移転した固定資産に対して担保設定を行うこととなった。

#### 社会福祉法人はあとの会 開始貸借対照表

令和7年2月17日現在（財産目録資産負債受入後）

資産の部		負債の部	
流動資産	136,132,991	流動負債	4,000,000
現金預金	136,132,991	預り金	4,000,000
固定資産	331,452,297	固定負債	169,154,760
基本財産	326,188,451	設備資金借入金	169,154,760
土地	194,762,499	負債の部合計	173,154,760
建物	131,425,952	<b>純資産の部</b>	
その他の固定資産	5,263,846	基本金	294,430,528
建物	1,293,339	第1号基本金	158,297,537
車輛運搬具	2,498,058	第3号基本金	136,132,991
器具及び備品	1,169,609		
差入保証金	270,000		
その他の固定資産	32,840	純資産の部合計	294,430,528
<b>資産の部合計</b>	<b>467,585,288</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>467,585,288</b>

## 4, サービス事業開始への諸準備

サービス事業継続のための諸手続き

令和6年11月26日 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室事前相談

令和7年1月27日 全障害福祉サービス事業所指定申請書類の提出

令和7年3月17日 障害福祉サービス事業

- ・生活介護事業
- ・短期入所事業
- ・共同生活援助事業
- ・居宅介護事業
- ・移動支援事業
- ・計画相談事業

京都市より6つの事業の指定を受ける

京都市障害保健福祉推進室  
令和7年3月17日

社会福祉法人はあとの会  
理事長 青木 紀夫 様

京都市長 松井 孝 様

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定事業として下記のとおり指定します。

記

事業所の名称	グイサービスはあとの会
事業所の所在地	京都市北区区田中町ノ新町8-0
指定する事業の種類	生活介護
事業所番号	2610681906
指定年月日	令和7年4月1日
指定期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

生活介護

京都市障害保健福祉推進室  
令和7年3月17日

社会福祉法人はあとの会  
理事長 青木 紀夫 様

京都市長 松井 孝 様

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定事業として下記のとおり指定します。

記

事業所の名称	ショートステイはあとの会
事業所の所在地	京都市北区区田中町ノ内町5-0番地1
指定する事業の種類	短期入所
事業所番号	2610681880
指定年月日	令和7年4月1日
指定期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

短期入所

京都市障害保健福祉推進室  
令和7年3月17日

社会福祉法人はあとの会  
理事長 青木 紀夫 様

京都市長 松井 孝 様

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定事業として下記のとおり指定します。

記

事業所の名称	はあとHome
事業所の所在地	京都市北区区田中町ノ内町5-0番地1
指定する事業の種類	共同生活援助
事業所番号	2620681425
指定年月日	令和7年4月1日
指定期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

共同生活援助

京都市障害保健福祉推進室  
令和7年3月17日

社会福祉法人はあとの会  
理事長 青木 紀夫 様

京都市長 松井 孝 様

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定事業として下記のとおり指定します。

記

事業所の名称	ヘルパーステーションはあとの会
事業所の所在地	京都市北区区田中町ノ内町114-1
指定する事業の種類	居宅介護、高度訪問介護、行動援護
事業所番号	2610681898
指定年月日	令和7年4月1日
指定期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

居宅介護

京都市障害保健福祉推進室  
令和7年3月17日

社会福祉法人はあとの会  
理事長 青木 紀夫 様

京都市長 松井 孝 様

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定事業として下記のとおり指定します。

記

記 事業の種類、適宜と認め、次のとおり指定します。

事業所の名称	ヘルパーステーションはあとの会
事業所の所在地	京都市北区区田中町ノ内町114-1
事業所番号	2610681814515
指定年月日	令和7年4月1日

次の理由により、指定を中止します。

移動支援

京都市障害保健福祉推進室  
令和7年3月17日

社会福祉法人はあとの会  
理事長 青木 紀夫 様

京都市長 松井 孝 様

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定事業として下記のとおり指定します。

記

事業所の名称	相談支援はあとの会
事業所の所在地	京都市北区区田中町ノ新町8-0
指定する事業の種類	計画相談支援
事業所番号	2630681621
指定年月日	令和7年4月1日
指定期間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

計画相談支援

## 雇用継続・雇用契約

- 令和6年11月23日 法人化後の働き方について職員説明会の実施  
12月～1月 説明会後のアンケート実施  
各職員に個別面談の実施  
令和7年3月27日 社会福祉法人はあとの会との雇用契約書の準備・契約

## 社会保険関係

- ・中谷顧問社労士により加入手続きを進める  
4月1日をもって全職員の切り替え手続きを予定。

## 利用者契約

- ・各利用者の利用サービスについて「運営規定」「重要事項説明書」を配布し、その内容について説明。利用契約を進める。

## 寄付口座の開設

- 令和7年3月14日 左京区田中樋ノ口郵便局にて寄付口座開設の申請

## 外部事業者との諸契約

### 法人本部

- ・財務会計関係・・・洛央税理士法人 戸嶋 道子 税理士
- ・社会保険・労務関係・・・中谷社会保険労務士事務所 中谷 則子 社会保険労務士
- ・職員健康管理関係・・・民医連あすかい病院
- ・利用者健康管理・リハビリ関係・・・シマムラ医院
- ・事業ごみ廃棄・・・大工商店
- ・会計ソフト・・・PCA（オリコンタービレ）
- ・消防点検委託・・・H&Sビルメンテナンス
- ・固定電話契約・・・NTT西日本
- ・インターネットプロバイダー契約・・・Nifty
- ・電力供給・・・関西電力
- ・法人用携帯・・・ソフトバンク法人携帯（バディネット）
- ・AED利用保守点検・・・サニクリーン近畿
- ・都市ガス・・・大阪ガス
- ・水道・・・京都市上下水道局
- ・建物火災保険・・・槇本保険事務所
- ・総合福祉保険・・・まごころワイド（エスアールエム）

### デイサービスはあとの会

- ・車両関係・・・トヨペット岡崎店
- ・利用者リハビリ指導・・・タケルーム（理学療法士 西村氏）
- ・音楽療法指導・・・十字屋（ヤマハ音楽教室）
- ・昼食用弁当・・・ロンドフードサービス

- ・エレベーター点検保守管理・・・パナソニックエレベーター
- ・複合機保守点検・・・近畿オービス
- ・業務連絡用アプリ・・・LINEworks
- ・ホームページ運用・・・AMS

#### はあとHome/ショートステイはあとの会

- ・食材購入・・・ヨシケイ滋賀・京都COOP・クックデリ
- ・衛生管理・・・ファルコバイオシステムズ
- ・エレベーター点検保守管理・・・三菱ビルテクノサービス
- ・複合機保守点検・・・リコー
- ・防犯セキュリティ・・・SECOM
- ・シーツ・包布類リース・・・コーベベビー

#### ヘルパーステーションはあとの会

- ・賃貸契約・・・川久保様（代理店ハウスネットワーク）
- ・居宅介護請求ソフト・・・かんたん介護ソフト（リタリコ）
- ・掃除ロボットリース・・・レンティオ

## 5、令和7（2025）年度 社会福祉法人はあとの会 事業計画書

- 所在地 京都市左京区田中里ノ前町80
- 利用定員 生活介護事業:定員20名 短期入所事業:定員2名  
共同生活援助事業:定員8名 居宅介護事業:契約者58名  
相談支援事業:契約者20名
- 職員定数 60名
- 事業開始予定年月日 令和7年4月1日
- 事業運営の基本方針  
「進め、はあとの会」不断の成長を理念として、  
利用者主体の生活と活動の場をつくと共に、地域社会の福祉向上に貢献する
- 事業運営の基本計画(初年度)
  - 1.NPO法人から社会福祉法人へ持続可能な法人経営への転換、その透明性を確保する
  - 2.既存事業の安定運営、良質なサービスの提供と職員の資質の向上を図る
  - 3.地域行事への積極参加や主体的な交流事業に取り組み、認知度や期待値を高める
  - 4.地域と利用者ニーズに呼応した新たな福祉サービスの提供を企画（グループホーム、コミュニティー広場案）
- 健康管理  
利用者：嘱託医の定期巡回、看護師によるバイタルチェック、インフルエンザワクチン  
集団接種、健康記録に基づく服薬管理・受診状況や健康状態の把握、歯科検診、  
緊急カードの携帯(外出支援時)

職 員：定期健康診断(年1回、夜勤者2回)、インフルエンザ予防接種、アプリ等によるストレスチェック

#### 8 防災計画

- ・各事業所に、消防計画、防災マニュアル、感染対策指針、BCPの整備、BCPに関する研修、非常時の訓練
- ・避難訓練(2回) 消防署との合同訓練(1回)
- ・感染対策研修・訓練(年2回)
- ・防火設備の保守点検(年1回)
- ・福祉避難所としての防災備蓄品の保管、チェックリストを用い管理

#### 9 職員名簿

略

#### 10 資金計画

別紙収支予算書のとおり(附属明細書)

### 5, 運営小委員会の開催

理事会内の設けた運営小委員会の第1回委員会を3月27日午前10:00よりデイサービスはあとの会2Fで開催した。出席者は理事長青木郁夫、施設長北口裕也、法人事務局長森岡和彦。この委員会では、1) 4月1日からの事業運営の準備状況の確認及び打ち合わせ、2) 監査及び6月14日開催予定の定時評議員会のための準備作業内容および手順などの確認を行った。